

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 12 千葉県	(2)市町村区分 217 柏市	(3)所轄庁区分 12000	(4)法人番号 2040005014015	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人よつば					
(8)主たる事務所の住所 千葉県 柏市 大津ヶ丘3丁目4-1-101					
(9)主たる事務所の電話番号 04-7199-7931	(10)主たる事務所のFAX番号			(11)従たる事務所の有無 2 無	
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページアドレス http://www.kashiwa-yotsuba.jp/	(14)法人のメールアドレス yotuba@ray.ocn.ne.jp				
(15)法人の設立認可年月日 平成14年3月13日	(16)法人の設立登記年月日 平成14年3月26日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 9	(2)評議員の現員 9	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円） 0
----------------	----------------	---------------------------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
青野 直	流山市議会議員	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	1 有	3
池田 窓彦	社会福祉法人理事長 他	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	1 有	0
今道 勝洋	千葉県柏地区保護司 他	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	1 有	3
勝本 正實	NPO法人理事長 他	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	1 有	0
川島 三千代	会社経営	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
坂巻 豊国	福祉経済研究所主宰	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
中谷 茂章	柏市社会福祉協議会会長	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	1 有	3
中村 信子	ボランティア団体役員	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	3
増岡 克彦	病院室長	H29.4.1 ~ H33.6	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 7	(2)理事の現員 7	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円） 0	2 特例無
---------------	---------------	---------------------------	-------

(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況

(3-1)理事の氏名	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数	
佐藤 尚文	1 理事長（会長等含む。） H29.3.25 ~ H29.6	平成28年3月27日	2 非常勤 平成28年3月19日 会社経営	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
島村 圭子	3 その他理事 H29.3.25 ~ H29.6		2 非常勤 平成28年3月19日 家族会役員	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
桜井 宏一	3 その他理事 H29.3.25 ~ H29.6		2 非常勤 平成28年3月19日 福祉施設 職員	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
浅井 紀明	3 その他理事 H29.3.25 ~ H29.6		2 非常勤 平成28年3月19日 会社経営 / 福祉施設 職員	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
山下 秀徳	3 その他理事 H29.3.25 ~ H29.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 2 非常勤 平成28年3月19日 流山市議会議員	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
寺島 夕	3 その他理事 H29.3.25 ~ H29.6		2 非常勤 平成28年3月19日 福祉経済研究所主宰	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
志々見 厚子	3 その他理事 H29.3.25 ~ H29.6		2 非常勤 平成28年3月19日 会社経営	2 無	4 いずれも支給なし	2 無
			3 施設の管理者	2 無	4 いずれも支給なし	4

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
----------	---	----------	---	---------------------	---

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
長谷川 秀夫	司法書士・行政書士 H29.3.25 ~ H29.6	2 無	平成28年3月19日
湯上 弘子	福祉施設 職員 H29.3.25 ~ H29.6	6 財務管理に識見を有する者（その他）	4
		2 無	平成28年3月19日
		6 財務管理に識見を有する者（その他）	5

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	
①常勤専従者の実数	0
②常勤兼務者の実数	1
③非常勤者の実数	2

	常勤換算数	1.0	常勤換算数	1.3
(2)施設・事業所職員の人数				
①常勤専従者の実数	30	②常勤兼務者の実数	1	③非常勤者の実数
	常勤換算数	1.0	常勤換算数	15.2

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成28年5月21日	11	11	1	0	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度事業報告 平成27年度資金収支決算及び監事監査報告
平成28年11月18日	8	12	2	0	<ul style="list-style-type: none"> 定款変更 平成28年度上期事業報告 平成28年度1次補正予算 規程類新設「評議員選定委員会 運営規程」「役員等報酬及び費用に関する規定」「非正規職員用 就業規則」 規程類改訂「正規職員用 就業規則」
平成29年3月25日	7	11	2	0	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度事業計画 平成29年度収支予算案 地域活動支援センター「クローバ沼南」廃止 規程類改訂「給与規定」「経理規定」

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度の理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成27年3月27日	12	2	<ul style="list-style-type: none"> 理事長選出 副理事長選出 職務代理者指名

平成28年5月21日	11	1	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度事業報告 平成27年度資金収支決算及び監事監査報告
平成28年11月18日	12	2	<ul style="list-style-type: none"> 定款変更 平成28年度上期事業報告 平成28年度1次補正予算 規程類新設「評議員選定委員会 運営規程」「役員等報酬及び費用に関する規定」「非正規職員用 就業規則」 規程類改訂「正規職員用 就業規則」
平成29年1月27日	10	2	<ul style="list-style-type: none"> 評議員選定委員の選任 管理者人事 就業規則改訂 経理規定改訂
平成29年3月25日	11	2	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度事業計画 平成29年度収支予算案 地域活動支援センター「クローバ沼南」廃止 規程類改訂「給与規定」「経理規定」

(4)うち開催を省略した回数

9. 前会計年度の監事監査の状況

- (1)監事監査を実施した監事の氏名
- (2)監査報告により求められた改善すべき事項
- (3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

10. 前会計年度の会計監査の状況

- (1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分
- (2)会計監査人による監査報告書

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

<input type="text"/>	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称
----------------------	--------------	-----------	---------

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		
100	よつば障害者福祉拠点	00000001	本部経理区分				本部会計			
		千葉県	柏市	大津ヶ丘3-4-1-101		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成14年3月13日	0	0
		ア建設費						0		
100	よつば障害者福祉拠点	02130113	障害福祉サービス事業(就労継続支援B型)				B型よつば工房			
		千葉県	柏市	柏の葉5-3		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成14年3月14日	40	6,179
		ア建設費						0		
100	よつば障害者福祉拠点	02130113	障害福祉サービス事業(就労継続支援B型)				B型青い鳥			
		千葉県	柏市	大津ヶ丘3-5-1-105		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成19年4月1日	40	4,580
		ア建設費						0		
100	よつば障害者福祉拠点	02130111	障害福祉サービス事業(就労移行支援)				就労移行ユイマール			
		千葉県	柏市	明原1-2-4 第2柏田中ビル2F		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成19年4月1日	20	1,550
		ア建設費						0		
100	よつば障害者福祉拠点	02130112	障害福祉サービス事業(就労継続支援A型)				A型かるのこ			
		千葉県	柏市	大井1872-2		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成23年10月1日	20	2,831
		ア建設費						0		
100	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業(共同生活援助)				グループホーム沼南荘			
		千葉県	柏市	大井718 ビュー大木戸1-104		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成17年7月1日	24	8,030
		ア建設費						0		
100	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業(共同生活援助)				グループホームクローバー北柏			
		千葉県	千葉市中央区	根戸409-11 メゾンミル201		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成21年10月1日	8	1,825
		ア建設費						0		
100	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業(共同生活援助)				グループホームクローバー北			
		千葉県	千葉市中央区	塩田町212-2 コーポグリーンA103		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成18年4月1日	20	5,475
		ア建設費						0		
100	よつば障害者福祉拠点	02130501	地域活動支援センター				地活センター クローバー 沼南			
		千葉県	柏市	大津ヶ丘3-4-1-107		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成20年4月1日	19	1,572
		ア建設費						0		
100	よつば障害者福祉拠点	02130501	地域活動支援センター				地活センター クローバー 柏			
		千葉県	柏市	松ヶ崎749-2		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成20年4月1日	19	1,480
		ア建設費						0		

200	よつば介護 拠点	イ大規模修繕								
		02120203	老人デイサービス事業（地域密着型通所介護）			生活支援・機能訓練センターよつば				
		千葉県	柏市	八幡町3-65		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成20年4月1日	9	1,296
		ア建設費							0	
		イ大規模修繕								

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. うち地域における公益的な取組(地域公益事業含む)(再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
------------	--------	--------------

取組内容

④取組内容

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

(1) 社会福祉充実残額の総額 (円)		0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)		
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)		0
②地域公益事業 (円)		0
③公益事業 (円)		0
④合計額 (①+②+③) (円)		0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額		
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)		0
②地域公益事業 (円)		0
③公益事業 (円)		0
④合計額 (①+②+③) (円)		0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~	

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	2 無
㊩第三者評価結果	2 無
㊪苦情処理結果	2 無
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費 (円)	236,798,073
②施設・設備に係る公費 (円)	630,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	1,288,757

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	04 税理士法人
②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	勝畑元宏税理士事務所
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用 [年額] (円)	1,283,100

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	1.理事の再任時に履歴書を徴していない事例がある。定款細則の定めに基づき事前に履歴書を徴すること
-----------------	--

2.支給されていない手当が給与規定にあり、給与規定に定めのない手当が支給されている。規程を見直すこと

②実施した改善内容

1.再度提出を依頼し、履歴書を受領した

2.給与規定の改訂を行った（定例評議員会・理事会にて承認済み）

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

資金収支計算書
(自)平成28年 4月 1日(至)平成29年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	7,650,000	4,342,481	3,307,519	
	就労支援事業収入	46,550,000	47,249,248	△ 699,248	
	障害福祉サービス等事業収入	239,446,000	232,455,592	6,990,408	
	経常経費寄附金収入	1,200,000	1,775,000	△ 575,000	
	受取利息配当金収入	3,500	952	2,548	
	その他の収入	1,555,000	2,259,558	△ 704,558	
	事業活動収入計(1)	296,404,500	288,082,831	8,321,669	
	支出				
	人件費支出	154,339,500	163,435,370	△ 9,095,870	
事業費支出	56,421,000	55,099,376	1,321,624		
事務費支出	26,663,000	25,666,522	996,478		
就労支援事業支出	45,950,000	46,405,795	△ 455,795		
授産事業支出	1,220,000	0	1,220,000		
支払利息支出	177,000	142,431	34,569		
事業活動支出計(2)	284,770,500	290,749,494	△ 5,978,994		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	11,634,000	△ 2,666,663	14,300,663		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入		630,000	△ 630,000	
	固定資産売却収入	4,880,000	5,157,290	△ 277,290	
	施設整備等収入計(4)	4,880,000	5,787,290	△ 907,290	
	支出				
設備資金借入金元金償還支出	1,950,000	1,608,000	342,000		
固定資産取得支出	11,765,000	12,052,916	△ 287,916		
施設整備等支出計(5)	13,715,000	13,660,916	54,084		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 8,835,000	△ 7,873,626	△ 961,374		
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)	0		0	
	支出				
	その他の活動支出計(8)	0		0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0		0		
予備費支出(10)	2,799,000	—	2,799,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	△ 10,540,289	10,540,289		
前期末支払資金残高(12)		86,040,732	△ 86,040,732		
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	75,500,443	△ 75,500,443		

法人単位貸借対照表
平成29年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	91,386,724	100,391,279	△ 9,004,555	流動負債	14,736,893	13,328,279	1,408,614
現金預金	33,089,013	41,611,244	△ 8,522,231	短期運営資金借入金	5,301,521	3,901,521	1,400,000
事業未収金	36,727,438	1,590,701	35,136,737	事業未払金	3,982,308	3,281,426	700,882
未収金	2,899,818	38,453,691	△ 35,553,873	1年以内返済予定設備資金借入金	1,608,000	1,608,000	0
未収補助金	7,577,474	7,631,305	△ 53,831	未返還金	141,468	1,518,619	△ 1,377,151
貯蔵品	99,031	140,746	△ 41,715	預り金	2,140,301	1,437,506	702,795
商品・製品	2,372,541	2,406,658	△ 34,117	職員預り金	1,563,295	1,581,207	△ 17,912
原材料	384,847	223,610	161,237				
立替金	1,229,466	1,262,068	△ 32,602				
前払金	5,151,617	5,215,777	△ 64,160				
仮払金	1,855,479	1,855,479	0				
固定資産	66,598,929	65,837,898	761,031	固定負債	6,636,000	8,214,000	△ 1,578,000
基本財産	23,037,772	24,649,474	△ 1,611,702	設備資金借入金	3,706,000	5,314,000	△ 1,608,000
建物	21,037,772	22,649,474	△ 1,611,702	長期預り金	2,930,000	2,900,000	30,000
定期預金	2,000,000	2,000,000	0	負債の部合計	21,372,893	21,542,279	△ 169,386
その他の固定資産	43,561,157	41,188,424	2,372,733				
				純資産の部			
建物	32,949,395	16,063,290	16,886,105	基本金	27,753,732	27,753,732	0
建物附属設備	0	12,689,201	△ 12,689,201	第2号基本金	27,753,732	27,753,732	0
車輛運搬具	1,555,051	846,006	709,045	国庫補助金等特別積立金	12,342,206	13,000,963	△ 658,757
器具及び備品	3,387,699	3,913,384	△ 525,685	次期繰越活動増減差額	96,516,822	103,932,203	△ 7,415,381
建設仮勘定	0	2,225,000	△ 2,225,000	(うち当期活動増減差額)	△ 7,415,381	27,845,957	△ 35,261,338
差入保証金	2,155,531	2,155,531	0				
長期前払費用	110,000	110,000	0				
その他の固定資産	3,403,481	3,186,012	217,469	純資産の部合計	136,612,760	144,686,898	△ 8,074,138
資産の部合計	157,985,653	166,229,177	△ 8,243,524	負債及び純資産の部合計	157,985,653	166,229,177	△ 8,243,524

社会福祉法人よつば 定 款

柏市大津ヶ丘 3-4-1-101

TEL・FAX 04-7199-7931

(平成 29 年 11 月 24 日)

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫されることにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- ① 障害福祉サービス事業の経営
- ② 地域活動支援センターの経営
- ③ 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
- ④ 相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人よつば という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の経済的に困窮する者などを支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を 千葉県柏市 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 8名以上 10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、監事 1名、事務局員 1名、外部委員 3名の合計 5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。但し、外部委員の 2名以上が出席し、かつ、外部委員の 1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後 4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した

後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は全て非常勤とし報酬等は支給しない。ただし、その職務を執行するために要する費用は「役員等報酬及び費用に関する規程」による。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5～6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

- 2 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、

過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事は業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員等は全て非常勤とし報酬等は支給しない。ただし、その職務を執行するために要する費用は「役員等報酬及び費用に関する規程」による。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「管理者等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 千葉県柏市柏の葉5丁目3番所在の木造平屋建一棟

(212.58 平方メートル)

(2) 定期預金 2,000,000円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるものの他、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援すること等を目的として公益事業を行うことができる。

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人よつばの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 一. この定款は、平成14年3月13日から施行する。
- 一. この定款は、平成15年6月27日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成16年4月1日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成17年3月21日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成17年5月30日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成18年3月26日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成19年3月24日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成19年9月21日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成20年4月1日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成24年4月1日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成24年10月1日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成27年11月21日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成29年4月1日に一部変更し施行する。
- 一. この定款は、平成29年11月24日に一部変更し施行する。

社会福祉法人 よつば 役員等報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 よつば(以下「本法人」という。)定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員等(評議員・評議員選定委員)の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員、評議員選定委員をいう。
- (3) 報酬等とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等はすべて、非常勤とし報酬等は支給しない。

(会議・監査等への出席費用)

第4条 役員等が、その職務のため会議・打合せ等へ参加したときは、次のとおり費用を支給する。
理事会、評議員会、評議員選定委員会、監事監査、法人から依頼の打ち合わせ 等
実費弁償費 3,000 円

(出張旅費)

第5条 役員等がその職務のため出張をする場合の交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費を弁償する。但し、自由席、エコノミークラス利用とする。

(支給方法)

第6条 本法人は、費用の発生した日から遅滞なく役員等に支払うものとする。

(適用除外)

第7条 職員(従業者)を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日より適用する。